二　当該申請をしようとする者は、全ての無尽会社に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第二十二条の五及び第二十二条の六第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

［イ～ハ　略］

三　［略］

2　無尽業法第三十五条の二第三項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一　全ての説明会の開催年月日時及び場所

二　全ての無尽会社の説明会への出席の有無

三　全ての無尽会社の意見書の提出の有無

［四・五　略］

3　前項の書類には、無尽会社から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

（指定申請書の添付書類）

第二十二条の六　［略］

2　無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　第二十二条の三第一項第二号の規定により全ての無尽会社に対して交付し、又は送付した業務規程等

二　全ての無尽会社に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三　［略］

3　無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一～四　略］

五　役員が無尽業法第三十五条の二第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

［六～九　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（証券金融会社に関する内閣府令の一部改正）

第二条　証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（免許申請書の経由） **第一条**　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第百五十六条の二十四第二項の規定により申請書を内閣総理大臣に提出しようとする者は、当該申請書を金融庁長官を経由して提出しなければならない。	（免許申請書の経由） **第一条**　法第百五十六条の二十四第二項の規定により申請書を内閣総理大臣に提出しようとする者は、当該申請書を金融庁長官を経由して提出しなければならない。

二　当該申請をしようとする者は、すべての無尽会社に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第二十二条の五及び第二十二条の六第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

［イ～ハ　同上］

三　［同上］

2　無尽業法第三十五条の二第三項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一　すべての説明会の開催年月日時及び場所

二　すべての無尽会社の説明会への出席の有無

三　すべての無尽会社の意見書の提出の有無

［四・五　同上］

3　前項の書類には、無尽会社から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

（指定申請書の添付書類）

第二十二条の六　［同上］

2　［同上］

一　第二十二条の三第一項第二号の規定によりすべての無尽会社に対して交付し、又は送付した業務規程等

二　すべての無尽会社に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三　［同上］

3　［同上］

［一～四　同上］

五　役員が無尽業法第三十五条の二第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

［六～九　同上］